官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委二）　一
〔法規的告示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　三
○生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示（関東信越厚生局一）　三
〔その他告示〕
○ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約の一部変更を認定した件（公正取引委・消費者庁四）　三
○ペルー共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペルー共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務一九六）　五
○経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第五十条第二項に基づき、特定社会基盤事業者の住所を変更する告示（経済産業六八）
○浄化槽の型式を認定した件（四国地方整備局五〇）
〔国会事項〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
登録海技免許講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（同）
登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示（同）
登録小型船舶教習事務の廃止に関する公示（関東運輸局）
法　務
公証人任免（法務省）
直轄災害復旧事業の完了公告（農林水産省）
〔公　告〕
諸　事　項
官庁
国営大夕張土地改良事業（維持管理）地区の川端ダムの管理規程の変更関係　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　六
会社その他　六

規　則

○個人情報保護委員会規則第二号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年六月十一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）	（旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号）
第四条　令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。	**第四条**　令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。
一～三　［略］	一～三　［同上］
四　出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第四号の在留カードの番号	四　出入国管理及び難民認定法第十九条の四第一項第五号の在留カードの番号
五～九　［略］	五～九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年六月十四日から施行する。

法規的告示

○個人情報保護委員会告示第七号

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和六年法律第五十九号）の施行に伴い、及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成二十八年個人情報保護委員会告示第六号）の一部を次のように改正する。

令和八年六月十一日

個人情報保護委員会委員長　手塚　悟